

教 高 第 2 8 8 7 号
令和 6 年（2024年） 2 月 26 日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長
北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 長 様
高 等 部 を 置 く 道 立 特 別 支 援 学 校 長
札 幌 市 を 除 く 関 係 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
（ 各 市 町 村 立 高 等 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局高校教育課長 相 馬 利 幸
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの
実現について（通知）

このことにつきまして、文部科学省初等中等教育局長から、別添写しのとおり通知
がありましたので、通知します。

〔 高 校 教 育 指 導 係 〕
〔 キャリア教育指導係 〕
〔 高校・企画支援係 〕
〔 特別支援教育指導係 〕

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（新規）
 令和5年8月の中央教育審議会「高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」の内容を踏まえ、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を公布するとともに、遠隔授業の実施要件の弾力化を行いましたので、その概要や留意事項等をお知らせいたします。

5 文科初第 2030 号
 令和6年2月13日

各都道府県教育委員会教育長
 各指定都市教育委員会教育長
 各都道府県知事
 附属学校を置く各国公立大学法人の長
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定
 を受けた各地方公共団体の長

御中

文部科学省初等中等教育局長
 矢野和彦
 (公 印 省 略)

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

高等学校は義務教育機関ではないものの、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっており、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍し、高等学校の実態も多様化しているところです。また、高等学校教育を取り巻く状況を見ると、産業構造や社会システムの「非連続的」とも言えるほどの急激な変化、選挙権年齢や成年年齢の18歳への引下げ、義務教育段階における不登校経験を有する生徒の増大などの変化が生じており、さらに、今後見込まれる15歳人口の減少によって、高等学校の維持が困難となる地域が全国的に更に多く発生することも見込まれます。

こうした状況を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会高等学校教育の在り方ワーキンググループにおいて、これからの高等学校教育の在り方に関する検討が行われ、令和5年8月31日付けで「高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」（以下「中間まとめ」という。）が取りまとめられたところです。この中では、高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保のための遠隔授業及び通信教育の活用や、小規模な高等学校の教育条件の改善に向けた遠隔授業の活用の推進等が提言されました。

この度、中間まとめの内容を踏まえ所要の規定の整備を行った、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第42号。以下「改正省令」という。）が、別添1のとおり、令和5年12月28日に公布されました。本改正の趣旨、概要及び留意すべき事項は下記1から3までのとおりです。

また、中間まとめの内容を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに対応するための高等学校における遠隔授業の一層の推進を図るため、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（平成27年4月24日付け文科初第289号）について、別添2のとおり改正し、令和6年4月1日より適用することといたしました。改正の趣旨については下記1のとおり、改正後の全文については別添3のとおり、今回の改正に関するQ&Aについては別添4のとおり、それぞれ整理しております。

加えて、これらの改正と併せて、高等学校における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現に当たり配慮いただきたい事項については、下記4のとおりです。

これらの内容について御了知の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」（平成 21 年 3 月 31 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止します。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下この文において同じ。）及び高等学校等を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の高等学校等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属の高等学校等に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した学校設置会社及び高等学校等に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 今回の学校教育法施行規則及び「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の改正の趣旨について

中間まとめにおいては、

（1）高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会を確保するため、

① 全日制・定時制課程の不登校生徒が自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講することを可能とすること

② 現行制度上は高等学校が学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 86 条に基づき文部科学大臣による学びの多様な学校としての指定を受けることで全日制・定時制課程においても通信教育を活用できるとされているところ、当該指定を受けずとも活用することを可能とすること

③ 上記①・②については、合計 36 単位の範囲内において可能とすること

（2）中山間地域や離島のほか、人口減少が著しい地域などに立地する小規模高等学校において、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施するため、施行規則第 88 条の 3 に基づく教科・科目充実型遠隔授業の実施に当たり、

① 当該小規模高等学校に配置されている教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難であり、かつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう要件の弾力化を行うこと

② 受信校が離島・中山間地域に立地する等の事情により、配信側から受信校の距離が遠いことで出張負担が過度に大きく、遠隔授業による多様な科目開設を妨げてしまっている状況においては、その特殊性を踏まえつつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容、配信側教師による当該生徒の指導歴等に照らして教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、当該教科・科目の単位数にかかわらず対面授業を年間 1 単位時間以上とすることも可能となるよう要件の弾力化を行うこと

（3）国内の他の高等学校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、全日制・定時制課程においても、通信教育を活用可能とすること

について提言されている。

今般の制度改正は、この提言を踏まえ、（1）②及び③並びに（3）の内容について、施行規則に所要の規定を整備するとともに、（1）①及び（2）の内容について、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」を改正するものであること。

(1) について、高等学校及び中等教育学校の後期課程の全日制・定時制課程に在籍している不登校生徒の中には、学習意欲はありながら登校できないために、原級留置、転学、中途退学をせざるを得ない者もあり、このような不登校生徒を対象として、遠隔授業や通信教育による単位認定を一定の範囲内で可能とすることにより、当該生徒が原級留置、転学、中途退学することなく学びを継続し、在籍校を卒業することができるようになることが期待されること。他方で、本取組の実施により、生徒の不登校状態の深刻化、安易な単位認定、他の生徒の学習意欲の低下等の弊害が生じないよう留意し、必要な指導の内容及び方法を予め検討しておく必要があること。

なお、今般の制度改正は、(1) から (3) までの内容について、各高等学校及び中等教育学校の後期課程にその実施を義務付けるものではなく、各学校長の判断により実施可能とするものであること。

2. 施行規則の改正の概要について

(1) 不登校生徒等向けの通信教育の実施（施行規則第 88 条の 4 関係）

学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（以下「不登校生徒」という。）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（以下「病気療養中等の生徒」という。）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができることとすること。

(2) 修得可能な単位数に関する規定の整備（施行規則第 96 条関係）

- ① 高等学校の不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で履修する遠隔授業（施行規則第 88 条の 3 に基づく遠隔授業をいう。以下同じ。）については、先進的な学校設定科目や相当免許状を有する教員が少ない科目の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等を目的とした現行の遠隔授業とは別に 36 単位まで修得することができることとすること（施行規則第 96 条第 2 項関係）。
- ② 不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、(1) の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で 36 単位までとすること（施行規則第 96 条第 3 項関係）。
- ③ 病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができることとすること（施行規則第 96 条第 4 項関係）。

(3) 中等教育学校後期課程への準用（施行規則第 113 条第 3 項関係）

上記 (1) 及び (2) の改正後の規定は、中等教育学校の後期課程に準用すること。

(4) 施行期日（改正省令附則関係）

上記 (1) から (3) までの改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。

3. 施行規則の改正に関する留意事項について

(1) 施行規則第 88 条の 4 関係

- ① 改正省令の施行以前において、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下本通知の 3 及び 4 において同じ。）は、施行規則第 86 条に基づく文部科学大臣の指定を受けることで、「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」（平成 21 年 3 月 31 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成 27 年 4 月 24 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）に則り、全日制及び定時制の課程の不登校生徒又は病気療養中等の生徒を対象として、通信教育を実施し、36 単位を上限として単位認定を行うことができることとされているところ、第 88 条の 4 の規定は、第 86 条に基づく文部科学大臣の指

定を受けずとも、高等学校長の判断によりこれを実施可能とするものであること。

- ② 本規定の対象となる不登校生徒の範囲については、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」という不登校の定義を一つの参考としつつ、高等学校又はその管理機関において判断することが可能であること。例えば、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる生徒も対象となり得るものであること。また、本規定の対象となる病気療養中等の生徒の範囲については、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が義務教育段階における就学事務の参考資料として作成し配布している「障害のある子供の教育支援の手引」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された「年間延べ30日以上欠席」という定義を一つの参考としつつ、高等学校又はその管理機関において判断することが可能であること。
- ③ 第88条の4に規定される「通信教育」とは、高等学校の通信制の課程において提供される、添削指導、面接指導及び試験の方法による教育を指し、具体的には、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第2款5（通信制の課程における教育課程の特例）に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の取扱い等（ラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合の取扱いを含む。）に準じた教育課程を編成し、教育を実施することを意味すること。
- ④ 即ち、同要領に定める各教科・科目の面接指導の単位時間数の取扱いに準じ、自校又は他校の通信制課程の施設等において、対面での面接指導を行うことが必要であり、同要領第1章第2款5（5）に準じ生徒の面接指導等時間数を免除する場合にも、多様なメディアを利用して、添削指導及び面接指導との関連を図り、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように十分配慮すること。
- ⑤ 添削課題等の教材については、新規に作成することが必ずしも求められるものではなく、当該教科・科目の全日制・定時制課程の授業において通常使用している教材（プリント、問題集、提出課題等）を添削課題として位置付けることや、授業を記録した動画の視聴を多様なメディアを利用して行う学習として位置付けることも可能であること。ただし、択一式や短答式の問題が大勢を占めるような添削課題は不適切であり、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れることが適切であること。なお、生徒から質問等を受け付け、速やかに回答することが可能となるよう、添削指導等において、郵送に限らず、インターネットを活用することも推奨されること。
- ⑥ 第88条の4の規定に基づく通信教育により単位認定を行う場合、指導要録において、履修上の特記事項として、その旨を備考欄に記入すること。その際、出欠の記録については、各学校長の判断により出席扱いとすることができること。この場合、備考欄等において出席日数の内訳として出席扱いとした日数を記入すること。また、出席扱いの日数の換算については、例えば、学習時間等を基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- ⑦ 高等学校が第88条の4の規定に基づく通信教育による単位認定を行うに当たり、当該高等学校の学則や教務規程等において、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課している場合には、予め当該規程の見直しが必要になると考えられること。その他、課程の修了や卒業の認定に係る規定等についても、通信教育による単位認定を行う場合を想定した上での見直しが必要であること。
- ⑧ 不登校生徒や病気療養中等の生徒の登校の状況に応じて、学年又は年次の途中から第88条の4の規定に基づく通信教育を実施する場合も想定されること。その場合の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、高等学校学習指導要領に定める添削指導の回数及び面接指導

の単位時間数、当該生徒の学習状況、通信教育を実施する期間等を踏まえるなどして適切に設定すること。なお、高等学校教育においては、教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が社会性を育む上で極めて大切であると考えられることに加え、不登校生徒の学習状況等を適切に把握するためにも、対面での指導等の機会を積極的に確保することが望ましいこと。

- ⑨ 第 88 条の 4 の規定に基づく通信教育は、学習意欲はありながら登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく在学期間中に不登校状態や療養等による長期欠席状態を解消し、卒業することができるようにすることを目的としていること。このため、指導を行うに当たっては、生徒の実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図る等の指導上の工夫をすることが望ましいこと。
- ⑩ 第 88 条の 4 に規定される「その他特別の事情」については、例えば、国内の他の高等学校又は外国の高等学校に一定期間留学するに当たり、在籍校と留学先校の教育課程の差異に伴い、一部の教科・科目の履修の機会を特別に確保することが必要な場合や、スポーツ分野等で国際的に活躍する生徒が一定期間海外で生活するに当たり、在籍校の授業を相当の期間欠席せざるを得ない場合などを想定していること。生徒の在籍校以外における学修や生徒の多様な進路実現を支援するために必要であると高等学校長が認める場合に限り適用できるものであり、例えば、大学受験対策に注力するために受験に用いない教科・科目の履修を効率化する等の目的により本規定を適用することは認められないこと。
- ⑪ 特別支援学校の高等部については、施行規則第 134 条及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年文部科学省告示第 14 号）第 1 章第 2 節第 8 款 6 に基づき、療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、その実情に応じて弾力的に通信教育を行うことができることとされていることから、第 88 条の 4 の規定を準用していないこと。

（2）施行規則第 96 条関係

- ① 施行規則第 88 条の 3 の規定に基づくメディアを利用して行う授業は、主に以下の場合に実施されることを想定しており、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとするものであること。
 - (1) 各高等学校等において、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行い、生徒の学習機会の充実を図る場合（教科・科目充実型）
 - (2) 不登校生徒、病気療養中等の生徒その他特別の事情を有する生徒の学習機会の保障を図る場合（学習機会保障型）
- ② 施行規則第 96 条第 2 項第 1 号の規定による単位数とは、生徒が高等学校等に登校し、その教室において教科・科目充実型遠隔授業を受けることにより修得する単位の数であることが想定されていること。仮に、不登校生徒が教科・科目充実型遠隔授業を自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）から履修し、単位を修得した場合には、当該単位は同項第 2 号の規定による単位数に計上されるものであること。
- ③ 授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、施行規則第 96 条第 2 項の規定による単位数及び同条第 3 項第 2 号の規定による単位数の

算定に含める必要はないこと。

- ④ 施行規則第 96 条第 2 項及び第 3 項の規定は、高等学校の全課程の修了の認定に当たり必ず修得することが求められる 74 単位について要件を課しているものであり、生徒が 74 単位を超えて単位を修得する場合、当該超過分の単位について、その修得の方法に制約を課すものではないこと。
- ⑤ 定時制の課程と通信制の課程の学校間連携及び課程間併修（以下「定通併修」という。）については、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）第 12 条において単位数の上限が規定されていないことを踏まえ、施行規則第 96 条第 3 項による単位数の上限に含めていないこと。一方で、定通併修は本来、勤労青年に対して勤務の都合等により登校回数が確保できない場合に卒業に必要な単位を補充する等、教育機会を柔軟に提供することを目的とした制度であることから、これを定時制の課程における不登校生徒に対して過度に認め、定時制の課程の生徒であるにもかかわらず教育課程の大部分を通信教育によって履修させるような運用は適当ではないこと。

4. その他配慮いただきたい事項等について

- (1) 中間まとめにおいても指摘されているとおり、現状、多くの高等学校の教務規程等において、慣例として、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、本通知 1（1）において示した方法の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得を認めることが望まれること。
- (2) 高等学校入学者選抜についても、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校経験を有する生徒について、在籍する学校における出席の状況のみをもって不利益な取扱い（例えば、欠席日数のみをもって出願を制限する等）をしないようにするとともに、生徒自身の自己申告書や学校以外の場（家庭におけるオンライン学習を含む。）における学習状況に係る資料等を選抜において適切に勘案するなどの配慮を行うことが望まれること。
- (3) 今回の改正による不登校生徒向けの遠隔授業や通信教育については、先進事例等も参照の上、制度の活用を各高等学校において検討いただきたいこと。また、生徒の多様な学習ニーズについては、個々の高等学校において対応するのみならず、都道府県内等の広域の学校間の連携によって対応することも考えられるところであること。なお、施行規則第 97 条に基づく学校間連携等の実施に当たっては、「高等学校等における学校間連携等の実施に係る留意事項等について（周知）」（令和 5 年 5 月 8 日付け事務連絡）も参照いただきたいこと。

【別添 1】学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 42 号）

【別添 2】「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の一部改正（5 文科初第 2030 号）新旧対照表

【別添 3】「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（改正後全文）

【別添 4】「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の一部改正（5 文科初第 2030 号）に関する Q & A

【参考 1】「高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」（令和 5 年 8 月 31 日 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会高等学校教育の在り方ワーキンググループ）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/091/toushin/mext_00021.html

【参考 2】「高等学校等における学校間連携等の実施に係る留意事項等について（周知）」（令和 5 年 5 月 8 日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/20230510-mxt_koukou01-0000_01.pdf

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
企画係、高校教育改革係

電話： 03-6734-4111（内線 3705, 3482）

○文部科学省令第四十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条、第五十九条（同法第七十条において準用する場合を含む。）及び第六十八条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

文部科学大臣 盛山 正仁

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第八十八条の四 高等学校は、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、授業に代えて通信教育を行うことができる。	「条を加える。」
第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条から第八十六条までの規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。 2 前項本文の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、次に掲げる単位数はそれぞれ三十六単位を超えないものとする。	第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。 2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、第八十八条の三に規定する授業の方法により修得する単位数は三十六単位を超えないものとする。ただし、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所での医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについては、この限りでない。
一 第八十八条の三に規定する授業の方法により修得する単位数のうち、次号に掲げるもの以外のもの 二 第八十八条の三に規定する授業の方法により修得する単位数（高等学校が、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間当該高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒に、その学修の継続のため、当該授業を自宅その他特別な場所で履修させる場合に係るものに限る。） 3 第一項本文の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、次の各号に掲げる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。 一 前項第二号に掲げる単位数 二 第八十八条の四に規定する方法により修得する単位数	「号を加える。」 「号を加える。」 「項を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	三 次条の規定に基づき加えることのできる単位数（高等学校の全日制の課程の生徒が当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の通信制の課程において修得したものに限る。） 4 疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所での医療の提供その他の支援を受けなければならない生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについて高等学校の全課程の修了を認める場合においては、前二項の規定によらないことができる。 第百条 「略」 一 「略」 二 高等学校又は中等教育学校の後期課程の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修 三 「略」 第百十三条 「略」 2 「略」 3 第八十一条、第八十八条の三から第八十九条まで、第九十条、第九十三条、第九十六条から第百条の二まで、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項、第百三条の二（第三号を除く。）及び第百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条第一項中「第八十五条から第八十六条まで」とあるのは「第八十八条第二項において読み替えて準用する第八十五条から第八十六条まで」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。
	「項を加える。」 第百条 「同上」 一 「同上」 二 高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修 三 「同上」 第百十三条 「同上」 2 「同上」 3 第八十一条、第八十八条の三、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条の二まで、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項、第百三条の二（第三号を除く。）及び第百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条第一項中「第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」とあるのは「第八十五条の二又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において読み替えて準用する第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の
一部改正（5 文科初第 2030 号）新旧対照表

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（平成 27 年 4 月 24 日付け文科初第 289 号）について、次の表により、改正前欄に掲げる記載の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる記載の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した記載で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えることとしたこと。

改正後	改正前
第 1 施行規則第 88 条の 3、第 96 条第 2 項等関係 <u>1 メディアを利用して行う授業は、主に以下の場合に実施されることを想定しているものであり、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいない場合であっても同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとするものであること。</u> <u>(1)各高等学校等において、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行い、生徒の学習機会の充実を図る場合（教科・科目充実型）</u> <u>(2)各高等学校等において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（以下「不登校生徒」という。）、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間高等学校等を欠席すると認められる生徒（以下「病気療養中等の生徒」という。）その他特別の事情を有する生徒の学習機会の保障を図る場合（学習機会保障型）</u> <u>2 （略）</u>	第 1 施行規則第 88 条の 3、第 96 条第 2 項等関係 [記載を加える] <u>1 （略）</u>

(1) (略) 特別支援学校の高等部にあっては、<u>特別支援学校設置基準第5条第3項</u>の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として<u>8人(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、3人。以下同じ。)</u>以下とすること。この場合、<u>受信側の教室等のそれぞれの生徒数が8人以下であっても、それらを合わせて8人を超えることは原則として認められないこと。</u> (2) (略) (3) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)</u>第3条の規定に基づき、配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要がある<u>こと。ただし、教科等の領域の一部については、免許法第3条の2に規定する特別非常勤講師の制度を活用して任用した教員に担任させることも許容されること。</u> (4) (略) (5) (略)	(1) (略) 特別支援学校の高等部にあっては、<u>施行規則第120条第2項</u>の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として<u>15人以下を標準</u>とすること。この場合、<u>15人とは配信側及び受信側の教室等の合計数であることに留意すること。</u> (2) (略) (3) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)</u>の規定に基づき、配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要がある<u>こと。</u> (4) (略) (5) (略)
<u>3</u> 高等学校等の教育は、心身の発達に 応じて行うこと等を目的とするもので あり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、 <u>配信側の教員と受信側の教室等の生徒 とのコミュニケーションの支援、生徒 一人ひとりの特性や授業への参加状況 に応じた声かけ等の援助も含めた机間 指導、安全管理を行う観点から、原則 として、受信側の教室等に当該高等学 校等の教員(免許法第3条の2に規定 する特別非常勤講師の制度を活用して 任用した教員も含む。)</u>を配置するべ	<u>2</u> 高等学校等の教育は、心身の発達に 応じて行うこと等を目的とするもので あり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、 <u>机間巡視や安全管理を行う観点から、 原則として、受信側の教室に当該高等 学校等の教員を配置するべきであるこ と。特に、特別支援学校の高等部にあ っては、当該生徒の障害の状態等に応 じた十分な配慮が求められること。な お、受信側の教室に配置すべき教員は、 当該教科の免許保有者であるか否かは 問わないこと。</u>

きであること。特に、特別支援学校の高等部にあっては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室等に配置すべき教員は、当該教科の普通免許状、特別免許状又は臨時免許状所有者であるか否かは問わないこと。

ただし、高等学校等の生徒の発達段階や、多様な学習ニーズに応じた多数の専門科目を開設することに一定の限界があることなどを踏まえ、以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないと考えらえること。

(1) 生徒に対し、メディアを利用して行う

授業の配信を行う場合に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となり、かつ、受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合に、教員に代えて、学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高等学校等の職員を配置すること。その際、受信側の教室等が置かれる高等学校等の責任において安全管理を行う必要があることから、当該職員については当該高等学校等の校長の指揮監督下にあることが必要であること。

ただし、このことは、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）第 8

条、第 9 条及び第 22 条又は第 16 条、第 17 条及び第 22 条の定めるところにより算定した数を目安として、これを満たしていることが前提であること。
また、前述のとおり、受信側の教室等には、教員を配置して生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援をすることが原則であり、教員数の合理化を目的に、安易に教員に代えて職員を配置することは、本特例措置の趣旨に合致しないこと。

(2) 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等をいう。以下この文において同じ）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合であること。その場合には、当該不登校生徒に対して行われるメディアを利用して行う授業は、学習意欲はありながら登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解消し、卒業することができるようにすることを目的としていることから、指導を行うに当たっては、不登校生徒の実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図る等の指導上の工夫をすることが望ましいこと。なお、不登校生徒がその他特別な場所から授業に参加する場合には、安全管理や当該生徒への援助を行うため、当該センターや高等学校等の職員が配置されることが適切で

<u>あること。</u> (3)病気療養中等の生徒に対し、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。（略）	<u>ただし、病室等において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。（略）</u>
<u>4</u> 各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動又は特別支援学校高等部の自立活動（以下「各教科・科目等」という。）について、<u>平成 27 年文部科学省告示第 92 号（学校教育法施行規則第八十八条の三の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件）</u>にいう、各教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、高等学校等の生徒の発達段階等に鑑み必要とされるものであり、具体的には、50 分を 1 単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間 2 単位時間以上（各教科・科目等の単位数を 1 単位と定めている場合には年間 1 単位時間以上）を確保しつつ、学校の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定めること。この場合において、各教科・科目等の特質を十分に考慮して、指導計画全体を通して体験的な学習活動が充実したものとなるよう意を用いるものとする<u>こと。</u> <u>ただし、</u>	<u>3</u> 各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動又は特別支援学校高等部の自立活動（以下「各教科・科目等」という。）について、<u>平成 27 年文部科学省告示第 92 号</u>にいう、各教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、高等学校等の生徒の発達段階等に鑑み必要とされるものであり、具体的には、50 分を 1 単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間 2 単位時間以上（各教科・科目等の単位数を 1 単位と定めている場合には年間 1 単位時間以上）を確保しつつ、学校の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定めること。この場合において、各教科・科目等の特質を十分に考慮して、指導計画全体を通して体験的な学習活動が充実したものとなるよう意を用いるものとする<u>こと。</u>

(1)メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う場合であって、かつ、同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にあり、また、配信側の教員が当該遠隔授業を受ける生徒の過年度における授業を担当していること等から配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用して行う授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合

(2)メディアを利用して行う授業の配信を受ける病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

には、各教科・科目等の単位数にかかわらず、対面授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも、例外的に認められること。なお、この場合であっても、各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に対面授業の時間数を定めることが重要であり、また、学びの質の確保の観点から、対面授業の時間数を安易に1単位時間に減ずることがない

<u>よう留意する必要があること。</u> また、（略）	また、（略）
<u>5</u> （略）	<u>4</u> （略）
<u>6</u> <u>病気療養中等の生徒に対して行う授業については、平成 27 年文部科学省告示第 92 号第 2 項に基づき、当該高等学校等が認めた場合には、同時かつ双方向に行われることを要しないこと。この規定を適用する場合の留意事項については、令和 5 年 3 月 30 日付け 4 文科初第 2563 号「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）」を参照されたいこと。</u>	[記載を加える]
<u>7</u> （略）	<u>5</u> （略）
<u>8</u> 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあっては、<u>全課程の修了の要件として修得すべき 74 単位に含めることのできる、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、施行規則第 96 条に規定されることによること。</u>また、授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、上記の単位数の算定に含める必要はないこと。 （略）	<u>6</u> 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあっては、<u>施行規則第 96 条第 2 項の規定により、全課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、36 単位を超えないものとされているところ、</u>授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、上記の単位数の算定に含める必要はないこと。 （略）
<u>9</u> その他各高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の導入に当たっては、「<u>高等学校における遠隔教育の在り方について</u>」（平成 26 年 12 月 8 日、<u>高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議</u>）、「<u>教育現場におけるオンライン教育の活用</u>」（令和 3 年 3 月 29 日、内閣府特命担当大臣	<u>7</u> その他各高等学校等におけるメディアを利用した授業の導入に当たっては、「<u>高等学校における遠隔教育の在り方について</u>」（平成 26 年 12 月 8 日、<u>高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議</u>）も参照されたいこと。

<u>（規制改革）、文部科学大臣）及び「高等学校教育の在り方に関するワーキンググループ中間まとめ」（令和５年８月３１日、中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 高等学校教育の在り方に関するワーキンググループ）も参照されたいこと。</u>	
第２ その他関連制度関係 １ （略）	第２ その他関連制度関係 １ （略）
２ 施行規則第 97 条に規定する学校間連携等による単位認定には、同条に規定する他の高等学校において<u>メディアを利用して行う授業を実施する場合</u>についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の他の高等学校において、<u>メディアを利用して行う授業を実施して修得した単位数を、自校の高等学校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えるに当たっては、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る関連規定及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。</u>	２ 施行規則第 97 条に規定する学校間連携等による単位認定には、同条に規定する他の高等学校において<u>施行規則第 88 条の 3 の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合</u>についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の他の高等学校において、<u>施行規則第 88 条の 3 の規定によりメディアを利用した授業を実施して修得した単位数を、自校の高等学校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えるに当たっては、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る関連規定及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。</u>
３ （略）	３ （略）

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項

27 文科初第 289 号
元文科初第 1114 号一部改正
2 文科初第 259 号一部改正
2 文科初第 1818 号一部改正
5 文科初第 2030 号一部改正

高等学校等（全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における遠隔教育の実施に係る留意事項については、令和 3 年 2 月 26 日付け 2 文科初第 1818 号「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」の別添 1 のとおりお示したところです。

このたび、令和 6 年 2 月 13 日付け 5 文科初第 2030 号「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」により、同留意事項の一部を改正することに伴い、改正後の高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の全文について、以下のとおりお示しますので、遠隔教育の実施に当たって御留意いただきますようお願いいたします。

なお、以下の記載において、施行規則とは学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）を、メディアを利用して行う授業とは学校教育法施行規則第 88 条の 3 の規定に基づき、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業を、それぞれ示すものとします。

第 1 施行規則第 88 条の 3、第 96 条第 2 項等関係

- 1 メディアを利用して行う授業は、主に以下の場合に実施されることを想定しているものであり、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいない場合であっても同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとするものであること。
 - (1) 各高等学校等において、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行い、生徒の学習機会の充実を図る場合（教科・科目充実型）
 - (2) 各高等学校等において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（以下「不登校生徒」という。）、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間高等学校等を欠席すると認められる生徒（以下「病気療養中等の生徒」という。）その他特別の事情を有する生徒の学習機会の保障を図る場合（学習機会保障型）
- 2 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下この節において「法」という。）、施行規則及び高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。
 - (1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあっては、高等学校設置基準第 7 条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下とするこ

と。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 40 人以下であっても、それらを合わせて 40 人を超えることは原則として認められないこと。

特別支援学校の高等部にあっては、特別支援学校設置基準第 5 条第 3 項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として 8 人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち 2 以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、3 人。以下同じ。）以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 8 人以下であっても、それらを合わせて 8 人を超えることは原則として認められないこと。

- (2) 法第 60 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項等の規定に基づき、配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教員が受信側の高等学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要があること。
- (3) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 3 条の規定に基づき、配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。ただし、教科等の領域の一部については、免許法第 3 条の 2 に規定する特別非常勤講師の制度を活用して任用した教員に担任させることも許容されること。
- (4) 法第 34 条の規定を準用する同法第 62 条等の規定に基づき、教科用図書、教材等は文部科学大臣の検定を経た教科用図書等を使用しなければならないこと。特別支援学校の高等部にあっては、施行規則第 131 条第 2 項の規定にも留意すること。
- (5) 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。

- 3 高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、配信側の教員と受信側の教室等の生徒とのコミュニケーションの支援、生徒一人ひとりの特性や授業への参加状況に応じた声かけ等の援助も含めた机間指導、安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室等に当該高等学校等の教員（免許法第 3 条の 2 に規定する特別非常勤講師の制度を活用して任用した教員も含む。）を配置するべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあっては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室等に配置すべき教員は、当該教科の普通免許状、特別免許状又は臨時免許状所有者であるか否かは問わないこと。

ただし、高等学校等の生徒の発達段階や、多様な学習ニーズに応じた多数の専門科目を開設することに一定の限界があることなどを踏まえ、以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないと考えられること。

- (1) 生徒に対し、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となり、かつ、受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合に、教員に代えて、学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高等学校等の職員を配置すること。その際、受信側の教室等が置かれる高等学校等の責任において安全管理を行う必要があるこ

とから、当該職員については当該高等学校等の校長の指揮監督下にあることが必要であること。

ただし、このことは、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）第 8 条、第 9 条及び第 22 条又は第 16 条、第 17 条及び第 22 条の定めるところにより算定した数を目安として、これを満たしていることが前提であること。また、前述のとおり、受信側の教室等には、教員を配置して生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援をすることが原則であり、教員数の合理化を目的に、安易に教員に代えて職員を配置することは、本特例措置の趣旨に合致しないこと。

- (2) 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等をいう。以下この文において同じ）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合であること。その場合には、当該不登校生徒に対して行われるメディアを利用して行う授業は、学習意欲はありながら登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解消し、卒業することができるようにすることを目的としていることから、指導を行うに当たっては、不登校生徒の実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図る等の指導上の工夫をすることが望ましいこと。なお、不登校生徒がその他特別な場所から授業に参加する場合には、安全管理や当該生徒への援助を行うため、当該センターや高等学校等の職員が配置されることが適切であること。
- (3) 病気療養中等の生徒に対し、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。なお、その場合には、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。また、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置しない場合にも、配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

- 4 各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動又は特別支援学校高等部の自立活動（以下「各教科・科目等」という。）について、平成 27 年文部科学省告示第 92 号（学校教育法施行規則第八十八条の三の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件）にいう、各教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、高等学校等の生徒の発達段階等に鑑み必要とされるものであり、具体的には、50 分を 1 単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間 2 単位時間以上（各教科・科目等の単位数を 1 単位と定めている場合には年間 1 単位時間以上）を確保しつつ、学校の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定めること。この場合において、各教科・科目等の特質を十分に考慮して、指導計画全体を通して体験的な学習活動が充実したものとなるよう意を用いるものとする。

ただし、

(1) メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う場合であって、かつ、同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にあり、また、配信側の教員が当該遠隔授業を受ける生徒の過年度における授業を担当していること等から配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用して行う授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合

(2) メディアを利用して行う授業の配信を受ける病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

には、各教科・科目等の単位数にかかわらず、対面授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも、例外的に認められること。なお、この場合であっても、各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に対面授業の時間数を定めることが重要であり、また、学びの質の確保の観点から、対面授業の時間数を安易に1単位時間に減ずることがないように留意する必要があること。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科、特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、特別の教科 道徳及び特別活動、自立活動並びに総合的な探究の時間について、対面により行う授業の単位時間数は、各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。

5 平成27年文部科学省告示第92号に規定するとおり、メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であり、各高等学校等においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

(1) 授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。

(2) 生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。

(3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

(4) メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。

6 病気療養中等の生徒に対して行う授業については、平成27年文部科学省告示第92号第2項に基づき、当該高等学校等が認めた場合には、同時かつ双方向に行われることを要しないこと。この規定を適用する場合の留意事項については、令和5年3月30日付け4文科初第2563号「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）」を参照されたいこと。

7 施行規則第88条の3の規定の、授業を行う教室等には、当該高等学校等の教室のほか、当該高等学校等以外の学校の教室、スタジオ等が含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う生徒がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれること。

- 8 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、全課程の修了の要件として修得すべき 74 単位に含めることのできる、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、施行規則第 96 条に規定されるところによること。また、授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、上記の単位数の算定に含める必要はないこと。

特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第 133 条第 2 項の規定により、全課程の修了の要件として定められた単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業の方法によるものは、それぞれ二分の一に満たないものとされているところ、その単位数又は授業時数の算定も同旨とすること。

- 9 その他各高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の導入に当たっては、「高等学校における遠隔教育の在り方について」（平成 26 年 12 月 8 日、高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）、「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和 3 年 3 月 29 日、内閣府特命担当大臣（規制改革）、文部科学大臣）及び「高等学校教育の在り方に関するワーキンググループ中間まとめ」（令和 5 年 8 月 31 日、中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 高等学校教育の在り方に関するワーキンググループ）も参照されたいこと。

第 2 その他関連制度関係

- 1 施行規則第 93 条に規定する海外留学による単位認定には、外国の高等学校において、メディアを利用して行う授業を、当該外国における正規の教育方法として実施される場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の留学先の外国の高等学校において、当該外国での正規の教育方法としてメディアを利用した授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった国内制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。
- 2 施行規則第 97 条に規定する学校間連携等による単位認定には、同条に規定する他の高等学校においてメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の他の高等学校において、メディアを利用して行う授業を実施して修得した単位数を、自校の高等学校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えるに当たっては、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る関連規定及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。
- 3 施行規則第 98 条第 1 号に規定する大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若

しくは専門課程等における学修の単位認定には、大学において大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 25 条第 2 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合、高等専門学校において高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合、専修学校において専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 13 条第 1 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の大学、高等専門学校又は専修学校（高等課程・専門課程）において、正規の教育方法としてメディアを利用して行う授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった高等学校段階での制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の
一部改正（5 文科初第 2030 号）に関する Q & A

（第 1， 1（2）関係）

Q1 「相当の期間高等学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒」の「相当の期間」とはどの程度の期間が想定されているか。

A1 「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」という不登校の定義が一つの参考となり得ると思いますが、高等学校等又はその管理機関においてご判断ください。例えば、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる生徒も対象となり得るものとなります。

（第 1， 3（1）関係）

Q2 「受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合」とはどのような場合か。

A2 具体的には、以下の①②をともに満たすことが必要と考えられます。

- ① 受信側の教室等の生徒数、活用するメディアの態様等を踏まえて、配信側の教員が生徒一人一人の学習状況を見取ることが可能な人数規模で、授業を実施するものであること。文部科学省が令和 3 年度から 5 年度にかけて実施した調査研究事業（「CORE ハイスクール・ネットワーク構想」事業）での実証においては、配信側の教員が生徒の学習状況を同時に見取ることができるのは、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認する場合で最大 5 名程度、1 人 1 台端末を活用した画面共有機能や共同編集機能等による場合で最大 15～20 名程度とされており、活用するメディアの態様に応じて、受信側の教室等の生徒数（受信側の教室等が複数ある場合には、それらの生徒数の合計）はこの数以下となるよう留意すべきこと。
- ② 配信側の教員と、受信側の教室等に配置される職員とが授業の進め方や生徒の状況に係る事前の打合せを行い、役割分担を明確化した上で、遠隔授業が実施されること。また、受信側の教室等に配置される職員が、当該役割を十分に認識し、果たすことができる者であること。

ただし、遠隔授業を行う教科・科目の性質や受信側の教室等の生徒の特性に照らし、受信側の教室等に配置される者に対して高度な安全管理や生徒指導が期待される場合、配信側の教員が受信側の教室等に配置される者に対して生徒の学習評価の一定の補助を期待する場合には、受信側の教室等に教員を配置することが必要と考えられます。

また、受信側の教室等に特別な支援を必要とする生徒がいる場合には、当該支援を行うことができる体制を整えることが必要です。

なお、上記を踏まえつつ、受信側の教室等に職員を配置する場合、例えば、メディアを利用して行う授業を受信する各教室等に職員を配置しつつ、1 名の教員が各教室を随

時巡視する等、生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援が実施できる体制に係る工夫を検討することも期待されます。

Q3 自宅等で授業を受けた場合の指導要録上の出欠や単位認定についてはどのように考えれば良いか。

A3 施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業を教育支援センターや自宅、病室等で受けた場合でも、校長は、指導要録上、出席扱いとし、かつその成果を評価に反映することが可能です。その際、画面を通じて、あるいは端末の画面共有機能や共同編集機能、チャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いとすることを認めることが考えられます。

この場合、指導要録においては、その備考欄等において、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業を受けた場所を記入してください。

単位認定については、施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業を教育支援センターや自宅、病室等で受けた場合には、出席扱いとし、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、対面授業と同様に、その教科・科目について履修した単位を修得したことを認定してください。

Q4 高等学校及び中等教育学校の後期課程の卒業要件において、相当の期間高等学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（不登校生徒）が施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業を履修し、修得した単位の算定はどのようなになるか。その際、総授業時間の過半数は対面で授業を受けた教科・科目がある場合にはどのような取扱いとなるか。

A4 学校教育法施行規則第 96 条の規定のとおりです。高等学校及び中等教育学校の後期課程において、校長は、生徒の全課程の修了を認めるに当たっては、74 単位以上を修得した者について行わなければならないこととされています（同条第 1 項）が、この 74 単位のうち、施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業により修得する単位数は、

① 不登校生徒が、その学修の継続のため、メディアを利用して行う授業を自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校内の別室等）で履修し、修得する単位（同条第 2 項第 2 号）

② メディアを利用して行う授業を履修し、修得する単位のうち、①以外のもの（在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位）（同条第 2 項第 1 号）それぞれが 36 単位以下となる必要があります（同条第 2 項）。

また、上記とは別に、この 74 単位のうち、

・不登校生徒が、その学修の継続のため、メディアを利用して行う授業を自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校内の別室等）で履修し、修得する単位（上記①）

- ・ 施行規則第 88 条の 4 の規定に基づく通信教育により修得する単位
 - ・ 全日制の課程の生徒が、施行規則第 97 条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位
- は、合計で 36 単位以下となる必要があります（同条第 3 項）。

上記の②については、生徒は高等学校等に登校し、その教室においてメディアを利用して行う授業を受けるものであることに留意ください。

なお、「留意事項」第 1 の 8 にあるとおり、「主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるもの」については、上記の単位数の算定に含める必要はないこととしており、これに該当すると判断される場合には、上記の 36 単位の算定に含める必要はありません。

また、生徒が 74 単位を超えて修得する単位については、その内に、メディアを利用して行う授業により修得する単位を含めることについての制約はありません。

【参考】「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の一部改正（2 文科初第 1818 号）に関する Q & A」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 文科初第 1818 号通知別添 2） 抜粋

- 「授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施したもの」であるか否かについては、例えばメディアを利用して行う授業を実施する各教科・科目等の総授業時間数のうち半分以上の時間数を対面により授業を実施するものであるかどうかといった観点を一つの参考としつつ、その実態を踏まえながら、各高等学校等において適切に判断するものとなります。

（第 1， 4（1）関係）

Q5 「メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う場合」とは具体的にどのような場合を想定しているのか。

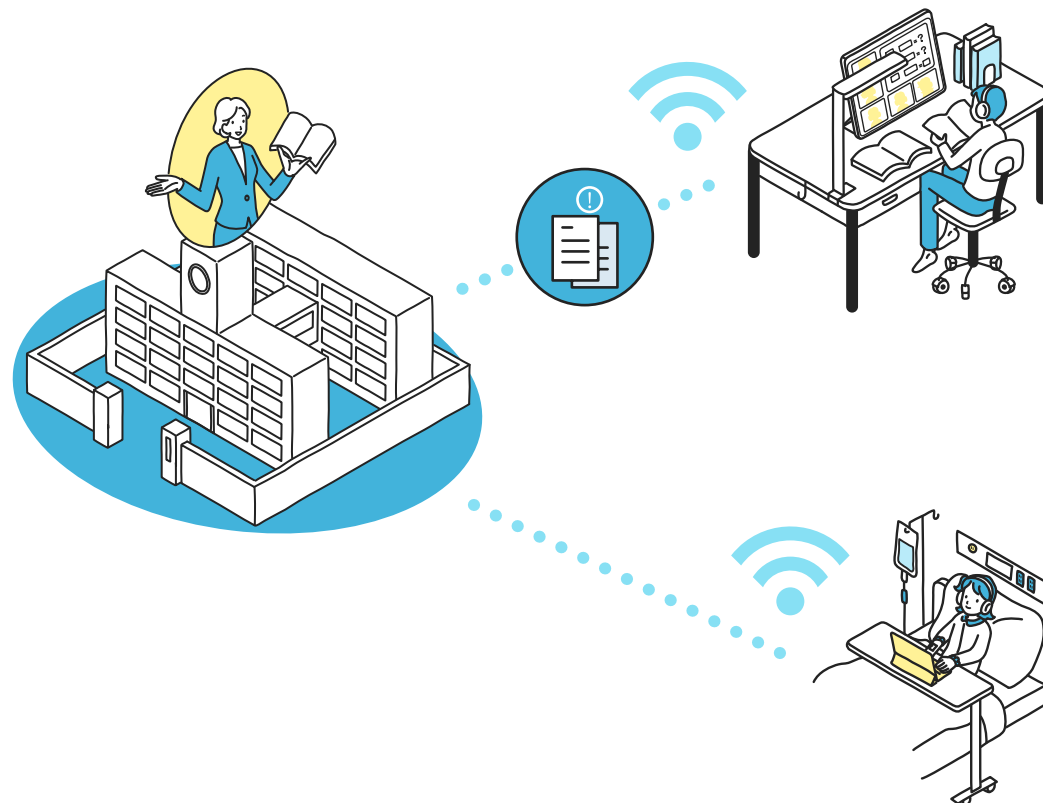
A5 配信側の教員の通常勤務している地と受信側の高等学校等との距離、道路状況や公共交通機関の状況など個々の状況にもよりますが、往復の時間及び対面授業の実施・準備に係る時間が 1 日の通常の勤務時間を超え、日帰りの出張では対応できない場合など、日数を要する場合を想定しています。

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要（1/2）

1 学校教育法施行規則改正（令和6年4月1日施行）

（1）不登校生徒等向けの通信教育の実施 （施行規則第88条の4関係）

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（「病気療養中等の生徒」）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。



（2）修得可能な単位数に関する規定の整備 （施行規則第96条関係）

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記（1）の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる

I 第96条第3項で定める単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

① 不登校生徒が、学修継続のため、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等）で遠隔授業を履修し、修得する単位

（第96条第2項第2号）

【教室外・通信教育(自校)】

② 施行規則第88条の4の規定に基づく通信教育により修得する単位

【教室外・通信教育(他校・他課程)】

③ 全日制の課程の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位

①+②+③（教室外で修得できる単位数）が、合計で36単位以下となる必要

II メディアを利用して行う授業（遠隔授業）により修得する単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

左記
①

【教室内・遠隔授業】

④ 在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による遠隔授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位

（第96条第2項第1号）

①、④それぞれが36単位以下となる必要
※①については左記合計が36単位以下となる必要

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改革の概要（2/2）

2 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（通知）改正関係（令和6年4月1日～）

（1）受信側の教室等への教員配置

以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない

- ① 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合
- 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる
- 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合

※ ただし、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の定めるところによる教職員の定数の標準を満たしていることが前提（教員数の合理化を目的に安易に教員に代えて職員を配置することは本特例措置の趣旨に合致しない）

- ② 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合

（2）対面により行う授業の時間数

以下の場合においては、例外的に、対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる

- ① 以下を全て満たす場合

- メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う
- 同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある
- 配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用しての授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合
- ② 病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

（3）その他配慮いただきたい事項（柔軟な履修等）

教務規程等において、慣例として、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得を認めることが望まれる

【主な留意点等】

・**教育上支障がないと認められる場合…** 以下の①、②をともに満たすこと。
（上記（1）関係）

- ① 受信側の教室等の生徒数、活用するメディアの態様等を踏まえて、配信側の教員が生徒一人一人の学習状況を見取ることが可能な人数規模で、授業を実施するものであること。（実証結果に基づき、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認する場合で最大5名程度、1人1台端末を活用した画面共有機能や共同編集機能等による場合で最大15～20名程度以下）
- ② 配信側の教員と、受信側の教室等に配置される職員とが授業の進め方や生徒の状況に係る事前の打合せを行い、役割分担を明確化した上で、遠隔授業が実施されること。また、受信側の教室等に配置される職員が、当該役割を十分に認識し、果たすことができる者であること。

・**自宅で遠隔授業を受けた場合の出欠…** 出席扱いにすることが可能。その際、画面やチャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いと認めることが考えられる。

制度改正に関する主な留意点等

1 共通事項

- 不登校生徒の範囲については、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」という不登校の定義を一つの参考としつつ、高等学校等又はその管理機関において判断することが可能。
- 本改正は義務付けでなく、各学校長の判断により実施可能とするもの。
- 学習意欲はありながら登校できない生徒が、遠隔授業や通信教育によって原級留置、転学、中途退学することなく在学期間中に不登校状態や療養等による長期欠席状態を解消し、卒業することができるようにすることを目的とする。
- 生徒の不登校状態の深刻化、安易な単位認定、他の生徒の学習意欲の低下等の弊害が生じないよう留意し、指導内容等の検討が必要。

2 学校教育法施行規則第88条の4（通信教育）関係

- 「通信教育」とは、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第2款5（通信制の課程における教育課程の特例）に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の取扱い等に準じた教育課程を編成し、教育を実施することを意味する。そのため、対面での面接指導を行うことが必要である。また、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないようにする。
- 通信教育実施にあたっては、当該教科・科目の全日制・定時制課程の授業において通常使用している教材（プリント、問題集、提出課題等）を添削課題として位置付けることや、授業を記録した動画の視聴を多様なメディアを利用して行う学習として位置付けることも可能。
- 通信教育により単位認定を行う場合、指導要録において、履修上の特記事項として、その旨を備考欄に記入する。
- 学年又は年次の途中から第88条の4の規定に基づく通信教育を実施する場合も想定される。
- 教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が社会性を育む上で極めて大切であると考えられることに加え、不登校生徒の学習状況等を適切に把握するためにも、対面での指導等の機会を積極的に確保することが望ましい。
- 指導を行うにあたっては、不登校生徒の実態に配慮し、例えば家庭訪問等を通じて生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うこと等が望ましい。
- 「その他特別の事情」については、国内外の他の高等学校に一定期間留学する場合等が想定される。

3 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」関係（前ページに加えて）

- 配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要がある。具体的には、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要がある。
- 配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者であること。（特別非常勤講師を含む）
- 単位認定の評価は、当該授業を担当する配信側の教員が、必要に応じて受信側の教員の協力を得ながら行う。
- 受信側の教室等には、原則として、当該高等学校等の教員を配置するべき。
- 不登校生徒が教育支援センターや高等学校等内の別室等から授業に参加する場合には、安全管理や当該生徒への援助を行うため、当該センターや高等学校等の職員が配置されることが適切。
- 配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への遠隔授業の実施に支障を伴う場合とは、往復の時間及び対面授業の実施・準備に係る時間が1日の通常の勤務時間を超え、日帰りの出張では対応できない場合など、日数を要する場合を想定。ただし、対面授業の時間数を安易に減ずることがないように留意する必要がある。

(参考)「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」抜粋

遠隔授業における受信側の教室の体制に係る要件の弾力化

教科・科目充実型の遠隔授業における受信側の教室の体制について、学校は、教師を配置して生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援をすることが望ましいため、この原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校において、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際に、当該高等学校に配置されている教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難であり、かつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう、国において、この要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。また、国は、受信側の教室における教師や教師に代わる職員の配置について、常駐以外の方法により、配信側教師の授業運営や受信側の教室の生徒の安全管理上問題のない配置が可能かどうか実証研究を行い、その結果を踏まえ、必要な取組を行うべきである。

遠隔授業における対面授業に係る要件の弾力化

教科・科目充実型の遠隔授業の実施に当たり必要な対面授業について、生徒との関係性の構築や実験・実技等の実施のために必要であることから、学校は、年間2単位時間以上（各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）を実施するという原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、受信校が離島・中山間地域に立地する等の事情により、配信側から受信校の距離が遠いことで出張負担が過度に大きく、遠隔授業による多様な科目開設を妨げてしまっている状況においては、その特殊性を踏まえつつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容、配信側教師による当該生徒の指導歴等に照らして教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、当該教科・科目の単位数にかかわらず対面授業を年間1単位時間以上とすることも可能となるよう、国において要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。

通信教育の活用に向けた制度改正

国内の他の高等学校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、全日制・定時制課程においても、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育が活用可能となるよう、国において制度改正を行うことが求められる。

全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保

- 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保に向けて、国は、不登校生徒が自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講すること、現行制度上は高等学校が文部科学大臣による学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）としての指定を受けることで活用できる、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育について、指定を受けずとも活用することを、合計36単位の範囲内において可能とするために必要な制度改正を行うことが求められる。
- 国においては、不登校傾向のため、授業時数の3分の2以上の出席など、多くの学校において慣例として定められている単位認定の際の出席要件を生徒が満たせなかった場合でも、学校が一人一人の実情に応じて柔軟に履修・修得を認める運用となるよう、上記制度改正の周知と併せて促す必要がある。